総論

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画策定の目的

平成 18年に教育基本法が改正され、「国民一人ひとりが、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と規定しました。

また、家庭教育についても、保護者が子どもの教育について第一義的責任を有すること、国や地方公共団体が家庭教育支援に努めるべきことや、学校、家庭及び地域住民など社会を構成する全ての者が、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に連携協力に努めるべきことを規定しました。

私たちを取り巻く状況は、少子高齢化、家族構成の変容、余暇の増加、非正規社員と 失業者の急増、高度情報化の進展やグローバル化などによりめまぐるしくライフスタイ ルが変化し、学習ニーズも多様化、高度化、専門化が進んでいます。

社会の変化に対応していくためには、自ら課題を見つけ考える力、柔軟な思考力、身につけた知識や技能を活用して複雑な課題を解決する力や他者との関係を築く力に加え、豊かな人間性等を含む総合的な「知」が必要となり、生涯学習振興の必要性が高まっています。

子どもたちに必要とされる「生きる力」は、実社会における多様な体験等と相まって 伸長していくもので、発達段階に応じて育むことができるような環境づくりが求められ ています。

成人についても、変化の激しい社会を自立した一人の人間として力強く生きていくための総合的な力を身につけることができるよう、生涯にわたって学習を継続でき、その成果を適切に生かせる環境づくりが強く求められています。

本市では、公民館や図書館、福祉センターなどを利用しながら多くの市民が学習活動に取り組んでいますが、特に現在学習活動をしていない市民の中でも、新たにはじめたいという意欲をもっている人々が多くあり、学習活動をはじめるきっかけづくりや学習の場の確保が求められています。また、学習活動をしている人の中には内容の高度化を求めている人もおり、指導者の発掘や育成、高等教育機関等との連携が必要になっています。

本市では、平成 12 年 3 月に「生涯学習基本構想」を策定しています。この中で、基本理念として、「楽しく学び、いきいきとふれあう、活力あふれる市民生活の創造」ーわたしの"健康・生きがい・まち"づくりーとし、市民が、自らの意思で様々な学習に取り組むことを通して人間を磨き、健康な身体や生きがいをはぐくみ、豊かな人間性を醸

成しながら活力に満ち、充実した生活の実現を目指すこととしています。

基本目標として、「楽しく学べる学習環境づくり」、「自分を磨く学習の支援」、「学びの成果を生かす地域コミュニティづくり」の3点を設定しており、これを推進するためにこの計画を策定するものです。

特に、生涯学習支援策の体系化を図り、関係部署及び機関との連携・協力、市民や企業の参加と協力により、各施策を総合的に推進します。

第2節 計画策定の背景

1 国の動向

平成 13 年 7 月に社会教育法の一部改正が行われ、その内容は、家庭教育の向上のための社会教育行政の体制の整備、社会奉仕活動等の体験活動の促進、社会教育主事の資格要件の緩和、社会教育行政と学校教育との連携の確保及び家庭教育の向上に配慮するというものです。

平成 18 年 12 月に時代の変化に対応すべく、約 60 年ぶりに「教育基本法」が全面改正され、「生涯学習の理念(第 3 条)」が新しく規定されたことをはじめ、「家庭教育(第 10 条)」、「社会教育(第 12 条)」、「学校、家庭及び地域住民等の連携協力(第 13 条)」等の規定の充実が図られました。

また、中央教育審議会から平成19年1月に答申として「次代を担う自立した青少年の育成に向けて」が提出され、青少年の自立への意欲を高めるに当たり、大人の責任としてそのための支援を行うべきであるとの答申の基本的立場から、青少年の意欲を高め、心と体の相伴った成長を促すために重視すべき視点と具体的方策について、5つの提言がなされました。

平成 20 年 2 月には、答申として「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」が出され、国民の学習活動の促進や地域社会の教育力向上等のための生涯学習の振興方策について提言をまとめ、「生涯学習の理念」の実現に向けた取組の一層の推進を図ることとしています。

2 県の動向

千葉県は平成37年を目標年次とし、平成11年に千葉県教育長期ビジョン「千葉の教育"夢・未来2025"」を策定し、基本理念を『県民一人ひとりが生涯を通して「学ぶ喜び」を感じながら、「次代をひらく力」を培うことのできる学習環境の実現』とし、基本目標として、「県民一人ひとりが安心して住み、能力を発揮できる地域コミュニティづくり」、「児童生徒が基礎・基本を習得し、個性を伸ばすことのできる学校教育環境づくり」、「一人ひとりがライフスタイルに応じて自己実現を目指すことのできる学習環境づくり」という3つを設定しています。そして、基本目標実現のための9つの基本テーマを

あげ、そのひとつに「市町村や身近な地域社会を中心に、県民一人ひとりが、いつでも、 どこでもそれぞれの目的や志向に応じた学習に参加し、相互に教え学びあい、自己実現 を図り、充実した生活を送ることができるための環境を醸成する」と掲げています。

3 市の動向

本市では、国や県の動向をふまえるとともに、生涯学習の推進を市政の重要課題のひとつとして位置づけ、全庁的に取り組むため平成 10 年4月に生涯学習推進本部を設置し、諮問機関として生涯学習推進協議会を設置しました。この推進体制によって、平成12年3月に「茂原市生涯学習推進計画」を策定し、生涯学習の施策が進められてきました。

本推進計画は、これまでの成果をふまえ、さらに継続・拡大していくものです。

第3節 計画策定の視点

生涯学習は、具体的に次の3点が基本とされています。

- ① 生涯学習は、自己の生活の向上、職業上の能力の向上や、自己の充実を目指し、各人が自発的な意志に基づいて行うこと。
- ② 生涯学習は、必要に応じ、可能な限り自己に適した手段及び方法を自ら選びながら 生涯を通じて行うこと。
- ③ 生涯学習は、学校や社会の中で、意図的、組織的な学習として行われるだけでなく、スポーツ活動、文化活動、趣味、レクリエーション活動、ボランティア活動などの中でも行われるものであること。

こうした考え方に基づき、「市民が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶ ことができ、その成果が適切に評価される」生涯学習社会の構築を目指していくことが 必要とされています。

本市においても、こうした視点を踏まえ、社会全体の教育機能を活用し、市民が生涯にわたって学習する体系を基本としていく必要があります。

また、地域の文化を伝承し、自立した市民として地域社会の担い手として社会参加するとともに、日本人としての自覚のもとで、国際社会に貢献し得る国民となっていくことが求められています。

第4節 計画の性格と役割

本市は、「均衡と調和のとれた明るく豊かな都市づくり」を超長期ビジョンとし、子どもから高齢者までが安心して暮らせる緑豊かな健康で文化的なまちづくりを目指しています。

「茂原市生涯学習推進計画」は、そのビジョンを基礎にしながら、健康・福祉、環境、教育・文化、まちづくりなどあらゆる行政部門が連携した総合的な生涯学習施策を推進するための基本的な方向を示します。

この計画は、市民の学習活動が「明るく健康で、住み、働き、憩う地域社会づくり・まちづくり」に結びつくことを願い、さらには市民、関連機関、各種団体、民間事業所などが学習活動を行う際の指針として活用されることを期待するものです。

また、具体的な取り組みを示している各推進方策については、本市の総合計画や実施計画に位置づけ、その実現を図ります。

第5節 計画の期間

計画期間は平成23年度から平成32年度までの10年とします。

第2章 生涯学習をめぐる現状と課題

第1節 市民の学習活動の現状とニーズ

1 市民の学習活動の現状

前回実施した「茂原市生涯学習に関する意識調査」(以下「意識調査」という)では、 多くの市民が、生活や仕事に役立つことを学んだり、芸術・文化・スポーツなどに親し んだりすることについて「大切である」と考えています。

また、国が平成 20 年に実施した「生涯学習に関する世論調査」においてもほぼ同様 の結果が現れています。

継続的に学習したり、活動したりしている人は全体の4割強を占めています。学習内容では、最も多いのが「スポーツ」であり、次いで「パソコン・ワープロ」「演劇、舞踊、楽器演奏、合唱、民謡、詩吟」と、学習分野は趣味的なものから教養的なものまで多様です。世論調査においても、最も多いのが「健康・スポーツ」で、次いで「趣味的なもの(音楽・美術・華道・舞踊・書道・茶道など)」「パソコン・インターネットに関するもの」となっています。

年齢別でみると、40~60歳代が積極的に学習活動に取り組んでおり、特に 60歳代は 半数以上が学習活動をしています。

こうした学習活動を行う主な目的は、「生きがいや楽しみのため」「健康、体力づくり」などですが、職業や健康管理・家庭生活のうえでの必要性や自由時間の有無が学習活動に影響しているようです。

学習活動を行っていない人も、全体の5割強を占めていますが、その理由としては、「仕事・家事や子育てが忙しく時間のゆとりがないから」のほか、「催し物が行われているときに時間の都合がつかない」「近くに適当な施設がない」などがあげられています。また、団体やサークル等の活動は活発で、多くの市民がいろいろな施設を利用して学習活動に取り組んでいます。

しかし、活動の中心は主婦や中高年層が多く、男性の参加や自営業者の参加が少ないようです。

時間帯は、ほとんどが日中ですが、週末に近づくにつれて夜間に活動する団体が多くなる傾向にあります。

活動場所は、公民館や市民体育館、市民センター、福祉センター、小・中学校などであり、そのほとんどが市内のものです。

平成 20 年に実施された「市民アンケート」の教育文化行政に対する意見では、「生涯学習」への満足度では 20%が「満足・やや満足」とし、「不満・やや不満」が 25%、「スポーツ・レクリエーション」は「満足・やや満足」、「不満・やや不満」ともに 32%、「市民文化」においては、28%が「満足・やや満足」、36%が「不満・やや不満」となっており、不満を持つ意見が多くみられます。

2 市民ニーズの特徴

「意識調査」からは、多くの市民が学習活動に関心と意欲を示しており、学習機会の 拡充と学習拠点施設の整備を求めています。今後新たに活動をはじめたり、引き続き行 いたいと思っている人は9割以上となっており、茂原市民の学習活動に対する意欲は、 極めて高くなっています。

その内容としては、"スポーツ、健康づくりに関すること"、"実用技術的なこと"、"芸術・文化的なこと"、"趣味的なこと"などであり、現在の実態とほぼ同様の傾向ですが、「社会福祉、ボランティア活動」「外国語、英会話」「陶芸」を希望する人も多く、今後、これらの学習ニーズの大きな伸びが予想されます。

市民の多くが求めている学習形態としては、公的機関が行う講座や教室、あるいは地域のサークルで楽しみながら行いたいとする人が多いようです。

しかし、学習ニーズや学習形態が多様化する中では、公的機関が提供する学習機会だけでは、市民要望にこたえるのは困難であると考えられます。したがって、民間企業や団体・サークルとも連携した学習機会の拡大が求められるとともに、公的機関が果たす役割もより重要になると考えられます。

生涯学習の中で、学校の担う役割は重要であり、児童・生徒ばかりでなく、地域住民の学習の場としても、その施設や教育機能の開放が求められています。具体的には、「地域住民を対象にした講座や講演会を開いてほしい」、「特別教室を使いたい」などの要望が強いようです。

生涯学習を推進するうえでは、学習成果を適切に評価し、生かすことも重要です。その意味でも、ボランティア活動は生涯学習の主要なテーマになっています。

「社会教育関係団体・サークル等活動状況調査」からは、現在、学習やスポーツなどで活動している団体の半数近くが「学習成果をボランティア活動などで活用したい」としており、多くの団体が学習成果を生かしたいという意向をもっているようです。

教員の意識調査でも、このような傾向がでています。

こうしたことから、今後、学習成果をより一層生かせるよう支援していくとともに、 生涯学習ボランティアの育成、活用について検討していくことが大切です。

今回の意識調査及び団体やサークルからの要望としては、「身近な場所に学習施設を整備する」「公共施設を利用しやすくする」「生涯学習に関する情報の提供、学習相談体制を整備する」ことなどがあげられています。

平成 20 年に市民アンケートを行っておりますが、その中で茂原市に「もっと力を注いでもらいたい」ものとして、「保健医療」や「高齢者福祉」が 38%以上と高く、「生涯学習」「市民文化」(各 4%)、「スポーツ・レクリエーション」(6%)となっています。

また、「どのような施設が必要か」については、「文化・音楽ホール」(22%)、「図書館」(12%)、「体育館・スポーツアリーナ」(10%)となっています。

第2節 茂原市の取り組みの現状

1 学習機会の提供

本市が市民を対象にして行っている学習事業数は、13 課 180 にのぼっており、教育委員会や福祉部、経済環境部が全体の9割以上を占めています。これらの部等では、公民館、図書館、市民会館、市民体育館、福祉センター、保健センター、東部台文化会館といった施設を所管しており、これらの施設の多くが学習機会の提供に関わっています。

それは、講座・教室の開催、イベント・大会の開催、訓練・指導、自主活動支援、研修などで提供されています。

内容的には、成人や高齢者を対象に、趣味や教養を高めたり、生活に役立つ知識や技術を学んだりする教室や講座が多いようです。

また、防災訓練や公共施設見学、リサイクル、ゴミゼロ運動、花いっぱい運動、健康 相談・健康教室、家庭教育学級のように、市民啓発的な事業もみられますが、国際化対 応等に関する事業が少ないようです。

ボランティアに関する学習については、社会福祉協議会が入門講座やリーダー養成、 ボランティア体験学習の提供をしています。

2 学習施設の整備状況

本市には、公民館や図書館、美術館・郷土資料館などの社会教育施設と市民体育館などの社会体育施設が整備され、これまで市民の学習の場として活発な事業を展開してきています。平成21年度、各施設で主催している学級・講座は57事業であり、444の自主グループが登録されています。

また、市民会館や東部台文化会館の文化施設、福祉センターなどの福祉施設も、市民の学習やスポーツ・文化活動の場として利用されています。さらに小・中・高校の校庭や体育施設、県立高等学校での開放講座などで学校の施設も市民に利用されています。

公民館

公民館は、各種の学級・講座を開催し、市民による自主的な学習活動の援助を行っています。また、研修会や会議、作品展示などの場や学習活動に関する情報、資料などを 提供してきました。

現在、本市には4つの公民館がありますが、昭和 40~50 年代に建築された施設が多く、老朽化が進み、視聴覚設備や備品、個人学習のための資料も不足しています。

さらに、利用者数は、近年は横ばい傾向にあります。しかも利用者のほとんどが中高 年層で、青少年層に利用されることが少ないのが現状です。

② 図書館

図書館の平成 21 年度蔵書は約 246,021 冊であり、他施設の図書室等を含めた年間の貸し出し冊数は約 414,546 冊にのぼります。図書の貸し出し以外にも、予約サービス、読書相談、読書センターなどの業務を行っています。貸し出し冊数は微増しています。

貸し出し施設としては、本館以外に、駅前学習プラザや公民館・東部台文化会館・福祉センターなどの図書室、読書センターなどがあります。

③ 美術館・郷土資料館

平成6年に完成した美術館・郷土資料館は、県内で始めての市立の美術館・郷土資料館を併設した施設として設置されました。平成21年度の年間入場者は43,168人です。 展示では、茂原市ゆかりの作家の作品や茂原市の歴史について紹介する収蔵展を随時開催しています。また、茂原市を代表する作家の作品収集を進めています。

なお、美術館・郷土資料館を会場として、市民美術展や市民書道展、美術実技講座や 歴史セミナーなどを開催し、市民の学習機会や発表の場を提供しています。

④ 市民体育館

市民体育館は、メインアリーナや卓球場、剣道場・柔道場、トレーニング室などを有する施設として、昭和57年に建設され、平成21年度の年間の利用者数が約148,000人を超えるなど市民のスポーツ活動の拠点となっています。

利用内容としては、ヨーガ教室やニュースポーツ教室など市が主催する各種スポーツ教室の開催、インディアカやテニス、バドミントン、ダンスなど自主グループの活動、そのほか学校関係の体育行事、体育協会や各種団体の大会などに利用されています。一般の利用も多く、平成21年度の利用回数としては約17.400回となっています。

⑤ 関連施設

公民館や図書館のほか、市民の学習の場として、東部台文化会館、福祉センター等の施設があります。これらの施設においても、社会教育施設と同様に多くの学級・講座が開催され、自主グループが活動しています。

学校施設については、市内小・中・高校の体育施設(運動場、体育館・格技場、小学校プール)が開放されており、一部の小学校では余裕教室を地域に開放しています。さらに、県立高等学校は、開放講座などで利用されています。

また、保健センターも健康教育の場として利用されています。

3 学習情報の提供・相談活動

① 学習情報の提供

市民への学習機会の情報提供手段としては、毎月2回の発行の「広報もばら」のほか、 年4回発行の茂原市生涯学習情報紙「ハロータウン」があり、各施設等で開催される講 座・教室の参加者募集や学習イベント、学習サークルに関する情報などを提供していま す。

平成 11 年度からは「子どもセンター」が設置され、情報紙の「ハローウインドウ」を発行するとともに、ホームページも開設されています。

ボランティア活動に関する情報については、社会福祉協議会の広報紙があり、スポーツ情報については、「スポーツもばら」が発行されています。

また、自己学習を支援するために、図書館では本の貸し出しのほか、各種出版物に関する情報が提供されています。図書館と東部台文化会館図書室及び駅前学習プラザ図書室では、所蔵図書の情報を検索することもできます。

② 学習相談

学習相談については、公民館や図書館など常勤職員のいる施設で対応していますが、 それぞれの窓口が統一した情報をもっているわけではなく、そのため対応は不十分な状況です。

第3節 第1次推進計画における施策の成果

1 学習ニーズに応じた多様な学習機会の提供

(1) 生涯各期に応じた学習機会の充実

乳幼児期における乳児の心身の健康な発達段階に対応した子育て支援として健康教室や乳児相談、基本的な生活習慣を身につけこれを支援するため子育て支援センターの設置などに努め、家族や集団生活の中での人間関係など、日常生活のそれぞれの場において、実生活に即した学習の機会の充実を図ってまいりました。

また、青少年期の学習機会の充実として、学校教育での体験学習や子ども向けの教室の開催、子ども会やスポーツ少年団等への活動の支援、成人高齢期の学習機会の充実には、趣味や実用的な教室・生活に役立つ教室、より専門的な大学の公開講座の開催等、生涯各期それぞれの生活の場における学習機会の提供に努めました。

(2) 新たな学習ニーズに応じた学習機会の創出

高齢期における学習機会の充実のため長寿クラブや生涯大学、各種教室の実施、男女 共同参画社会づくりのための啓発やセミナーの開催、健康相談・教室などの生活習慣改 善指導の実施や消費生活に関する研修会の実施による消費者意識の向上などに努めま した。

(3) 地域課題に対する学習機会の充実

ごみ処理やリサイクル・ゴミゼロ運動、花いっぱい運動の実施、市職員が講師となり情報を提供する職員出前講座の推進、市長と話し合う会や市内の施設めぐりによるまちづくりの学習機会の提供や青少年健全育成への参加の促進、郷土史や伝統文化の体験学習、防災のための説明会や訓練、観光振興のためのイベントなどの実施により地域課題に対する学習機会の充実を図りました。

(4) 地域交流・国際交流の促進

姉妹都市ソルズベリー市への中学生派遣や外国人教師による外国語教育の実施、少年 野球チームの訪問や受け入れ等交流の促進を行うとともに、帰国子女に対しての学習支援として、語学ボランティアの派遣等支援を図りました。

(5) 家庭教育学級の充実

3歳児を第1子に持つ親を対象とした学級の開催、小学校就学時の保護者に子育て講座を開催、幼児期・小学校期の子を持つ親に子どもの発達段階に応じた学級の開催、新生児の父母への保健指導や育児支援、4か月児・10か月児への保育・歯科・栄養指導、相談に加え、いじめや不登校対策として、スクールカウンセラーや相談員を配置し、児童生徒の心身の健全育成の充実を図りました。

(6) 学校教育の充実

特色ある教育・自ら学び自ら考える力などを育成するため、社会科見学や宿泊学習・職場体験学習等実施するとともに、国際理解教育として姉妹都市へホームステイの派遣事業も実施しました。また、学校へ行きたいと思いながら、登校できない小中学生の集う適応指導教室として、フレンドルームの設置や保護者に対して学校復帰に向けた相談などを実施しました。さらには、保護者や地域の方々に学校の教育活動を支援してもらい地域の教育力を生かしていく学校支援ボランティア制度を確立しました。

(7) 生涯スポーツの振興

スポーツ・レクリエーション情報の提供として、「スポーツもばら」の年3回の発行、いろいろな年齢層を対象とした少年柔道・ニュースポーツ等の各種スポーツ教室の開催 や体育指導委員等指導者の研修並びに身近な小中学校の体育館や運動場を開放し、スポーツの振興に努めました。

(8) 芸術・文化活動の振興

美術館・郷土資料館において、年間を通じ書・陶芸等の展覧会、美術企画展、小中学校作品展や講座を行い、そのほかでは音楽・伝統芸能等鑑賞会の開催、天然記念物の保護や文化財冊子の発行、文化協会組織の充実などの振興に努めました。

2 生涯学習を支援するシステムの整備

(1) 学習情報提供システム・学習相談体制の整備

公共施設での教室やイベントなど広報等での紹介、自主グループや講師登録による情報の提供について、生涯学習課や各施設窓口において相談等を行いました。

(2) 地区拠点施設の整備とネットワーク化

公民館・福祉センター図書室の充実のため、月1回図書の入れ替え、学校図書館との 連携のため資料の提供やブックスタート、おはなし会ボランティア養成講座の開催等行 いました。

(3) 学社融合の推進

新治小学校において学社融合事業を実施しました。 また、学校の体育施設等を市民に開放しました。

(4) 高等教育機関・高校との連携

城西国際大学の公開講座を開催するとともに、高等学校とは学校開放の実施により連携を図りました。

(5) ボランティアの育成・支援と活用

地域のすぐれた人材の活用のため、学校支援ボランティア制度を導入するとともに、 情報紙「ハローウィンドウ」を発行し、ボランティア情報の提供等を行いました。

(6)団体・グループの育成と支援

青少年育成団体への資金的支援を行うとともに、子ども育成関係団体による「子どもイベントカレンダー」を作成するなど情報の交換や連携を図りました。

3 生涯学習推進体制の確立

(1) 庁内推進体制の確立

生涯学習推進本部を設置し、庁内各課より生涯学習の実績をとりまとめ、推進事業実績報告書を作成しました。

(2) 市民参加の推進体制

総合的な生涯学習の推進にあたり、年2~3回生涯学習推進協議会を開催しました。

(3) 関係機関・団体・企業との連携

学校関係・団体等が一体となり実行委員会を構成し、地元企業の協賛により、児童への科学技術に関する興味・関心を追及する場の提供を行いました。

第4節 生涯学習推進の課題

1 学習機会の提供

市民の学習機会における課題は、乳幼児期から高齢期に至るまで各時期(ライフステージ)ごとにあります。生涯学習に対する意向については、性別や年代、職業、自由なライフスタイルの志向などによって市民のニーズや学習スタイルはきわめて多岐にわたっており、一人ひとりの生涯に応じた学習機会を提供することが求められています。また、生涯学習をしてみたいと思っている方も多く、参加の一助となるよう情報の提供なども重要となっております。

さらには、少子高齢化の進行、雇用問題、「団塊の世代」の大量退職など社会的な課題が生じ、このような様々な課題解決のために取り組むための一助として学習機会の提供が求められています。

公的事業として進める学習機会の提供については、こうした学習課題を見極めて、それぞれの学習目標を念頭に置く必要があります。

市民ニーズとしては、「スポーツや健康づくり」「実用技術的なこと」「芸術文化的なこと」「社会福祉・ボランティア活動」などの希望が多くあり、これらのニーズにこたえながら、現代的課題である高齢化、国際化、高度情報化、男女共同参画、環境問題、危機管理や様々な地域課題にこたえる学習事業を開発し、提供していく必要があります。また、現在行われている学習内容は初心者向けのものが多く、高度な内容の学習要望にこたえるために、大学と連携し「公開講座」等を開催しておりますが、大学や関係機関とのさらなる連携も必要です。

学習活動をしたくても理由があってできない人や、学習活動をしていない人も多いので、啓発や参加しやすい機会の工夫も大切です。

2 学習施設の整備・充実

市民の学習活動に供している施設としては、社会教育施設や社会体育施設が代表的ですが、文化施設や福祉施設、学校教育施設、保健施設などにおいても学習機会の場を提供する重要な役割を担っています。さらに、環境問題への関心が高まる中で、ごみ処理施設など施設見学を通した学習の場として利用されています。

しかし、公民館や市民会館は機能不足や老朽化が目立ち、施設の建て替えや関連施設 とのネットワーク化、情報提供の拠点となる施設の整備が必要になっています。

図書館についても、資料の増大に対して書架が不足していることなどから、新たな図書館の整備が課題となっています。

なお、新規施設の建設にあたっては、児童や高齢者、障がい者等へのきめ細かな配慮 を行う必要があります。

また、近年の情報通信技術の進歩と利用普及の状況を踏まえ、パソコンやインターネット、視聴覚機器など、快適な学習機会を備えた環境を整備し、その機能を最大限活用

3 学習情報の収集・提供

市民が学習や活動をするために知りたい情報としては、学習機会の情報、学習施設の情報、団体・サークルの情報、学習方法の情報、指導者の情報などがあげられており、 学習活動を積極的に推進するための情報提供事業は、生涯学習を推進する支援策として 重要です。

しかし、市民の半数以上が学習機会に関する情報を求めている中で、現状では各種広報手段を使いながらも、これらは断片的に提供されています。そのため、情報として利用しにくいのが現状であり、今後は市内外の学習情報(学習機会、施設、資料、方法、人材、団体サークル、資格取得など)を収集するシステムと利用しやすい総合的な学習情報の提供手段を整備し活用するとともに、学習情報を絶えず最新のものに更新していく必要があります。

なお、学習機会に関する情報については、学習内容、日程、費用、講師、会場までの 移動方法など、適切な情報を速やかに提供することが必要です。

さらに、学習が多様化し交通手段が発達した今日、国・県や近隣市町村、民間の教育 産業との連携も重要です。

4 学習活動の支援

学習活動には、個人学習と集団学習がありますが、集団学習は、各団体やサークルに入って学習することがこれにあたります。本市では、団体やサークルが多く、社会教育施設や社会体育施設、文化施設、福祉施設、学校施設などを利用しながら、活発に活動しています。

その数は、社会教育に関係した団体や自主グループ、社会福祉協議会登録のボランティアグループ、学校開放登録団体をあわせて 444 団体になり、体育協会所属の単位団体や子ども会、PTA を含めるとさらに多くなります。

これらの団体は、まさに自主的な活動をしており、今後さらに市民自身が積極的に学 習機会を設け、個人個人の学習の深さに応じて、自由に学習活動を継続的に進められる 力を育てるよう支援することが重要です。

さらに、各団体やサークルが自らの活動ばかりでなく、市民向けに活動機会を提供している例もありますが、学んだ知識、技術を地域で生かすことは、その人の能力や人間性をさらに向上させ、充実した人生や生きがいにつながりますから、ボランティア活動や地域コミュニティの育成を支援し、交流の機会や活動の場を確保するとともに、情報紙等の発行も考えていく必要があります。

5 学習成果の活用・地域社会への還元

生涯学習の推進にあたり、学習することはもちろんのこと、学習した成果を地域社会へ還元する仕組みづくりが求められています。生涯学習において、教えあい・学びあうことへの支援のしくみを整備するには、学習成果をボランティアなどの形によって地域へ還元することなどが求められているといえます。

6 社会全体の教育力の向上

少子化、核家族化、親の意識の変化などにより、基本的な生活習慣など家庭の教育力 の低下が指摘されるとともに児童虐待の問題なども起こっています。本市においても重 要課題として取り組むことを目的に「子育て支援課」を設けています。

家庭教育は教育の出発点であり、家庭教育への支援は、保護者の学習ニーズが高いことや少子化対策、地域の教育力の向上等が重要になっています。

また、子育てサークル、子ども会や青少年育成団体などへの支援、子どもの居場所づくり、生きる力を育むために家庭・学校・地域の連携による環境の整備が求められています。

地域全体での子育てや学習の「支え合い」、地域の課題解決は地域自身の手で「助け合い」、家庭や地域の教育力と学校教育等の効果的な連携「つながり合い」が地域教育力の向上につながります。

生涯学習基本構想

第1章 基本理念

『楽しく学び、いきいきとふれあう、活力あふれる市民生活の創造』

一わたしの"健康・生きがい・まち"づくりー

これからの変化の激しい社会においては、市民一人ひとりがより充実した生活を送るため、生涯のいつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価される「生涯学習社会」の実現を図ることが求められます。

生涯学習は、自己の向上や充実した生活、職業上の能力の向上などを目指し、各人が自らの意思に基づいて行うことを基本としています。このような学習は、学校や社会における意図的、組織的な学習ばかりでなく、日常のスポーツ・文化活動、ボランティア活動などの中でも行われるものです。

人々が人生をより豊かなものにするためには、生涯のいかなる時期においても自分自身が直面する様々な課題や予期せぬ出来事などに的確に対応し、問題解決していくことが必要です。「人間として生きるために学ぶ」ことは学習の根本であり、そのことは生きがいを高めるばかりでなく、人間の尊厳や学ぶ喜びを深めることにつながるものです。

また、学習活動は個人の学びだけで終わることなく、人と人とのふれあい、学びあいによってより豊かに展開するものです。そして、その学習が地域の様々な課題に結びつき、市民自らがその解決に向けて主体的にかかわっていくことで、市民主体の活力ある地域社会の形成につながるものです。

さらに、市民一人ひとりがお互いを認め合い、男女が平等で、高齢者、障がいを持つ 人々などが安心して生活でき、社会参加できるまちづくりを推進していく必要がありま す。

そこで、本構想の基本理念は、来るべき新しい時代に生きる茂原市民が、自らの意志で様々な学習活動に取り組むことを通じて人間を磨き、健康な身体や生きがいをはぐくみ、豊かな人間関係を醸成しながら活力に満ち、充実した生活の実現を目指すことを内容としたものです。

第2章 基本目標

1 楽しく学べる学習環境づくり

社会の成熟化に伴い市民のライフスタイルや価値観が多様化する中で、学習活動に対するニーズはますます高まるとともに、学習活動そのものに生きがいや楽しみを見いだそうとする人々が増えています。

そこで、一人ひとりの志向や状況に応じて、自らの意思で、自分に合った方法で、「いっでも、どこでも、だれでも」楽しく学べる学習環境を形成していくことを目指します。

2 自分を磨く学習の支援

複雑で変化の激しい現代社会をたくましく生き、市民一人ひとりが、自己の向上や充実した生活など、人生をより豊かなものにするためには、自らの意思と責任において、自分自身を絶えず磨いていくことが求められています。

そこで、一人ひとりが自己研鑽の必要性に気づき、家庭、学校、職場、地域でいきいきと輝ける生活を実現するために、自分を磨くための学習を支援していきます。

3 「学び」の成果を生かす地域コミュニティづくり

家庭・地域社会においては、都市化、核家族化などの進展によって人間関係が希薄化し、連帯感や教育力が弱まりつつあります。また、市民一人ひとりの学習活動は「自己の学び」だけに終わることなく、その成果をボランティア活動などで地域社会や人々のために生かすことにより、さらに大きな喜びや充実感をもたらします。

そこで、子どもも大人もともに学び合い、ふれあいながら、それぞれの能力が発揮でき、学習成果を生かすことができる地域コミュニティの形成を目指します。

第3章 基本的方向

第1節 学習ニーズに応じた学習機会の充実

1 生涯各期に応じた学習機会の充実

市民が生涯にわたって学習活動を続けていくためには、乳幼児期、青少年期、成人高齢期の各年代において適切な学習機会が提供されていることが大切です。

そのため、公・民を問わずあらゆる関係機関との連携・協力を強化し、生涯各期に応じた学習機会を充実します。

2 学習ニーズに応じた学習機会の充実

国際化、情報化、少子高齢化などの急激な社会の変化がもたらす現代的課題や、市民の多様化する学習ニーズに対応するための学習機会を新たに創出し、適切に提供していく必要があります。

そのため、国際理解、情報化への対応、環境問題、男女共同参画などの現代的課題に 対応した学習プログラムを開発し、学習機会の充実を図ります。

3 地域課題に対する学習機会の充実

学習活動が市民による地域づくり・まちづくりに結びつくよう、身近な生活課題や地域課題、郷土の歴史、自然、伝統文化、産業などに関する学習プログラムを開発し、学習機会の充実を図ります。

4 地域交流・国際交流の促進

都市化や核家族化に伴うライフスタイルの多様化により、世代間の交流や地域住民の 連帯感が失われつつあります。

また、国際化時代を迎え市内に居住する外国人、帰国子女も増加しています。

そこで、地域でのスポーツ活動、文化活動、イベントなどの多様な交流の機会を充実し、相互理解を深めます。また、特色ある地域づくりを進めるとともに、豊かな国際感覚を育てる学習機会を充実し、国際交流を促進します。

5 家庭教育の充実

家庭は、人格形成の基礎を培う場であり、心身ともに健やかな子どもの成長を図るうえで、その果たす役割は何より重要です。しかし、家族形態の多様化や少子化などの進展による家族構成の変化の中で、その教育力は低下しつつあります。

そこで、家庭教育に関する学習機会、育児や子育てなどに関する相談の機会を充実します。

6 青少年健全育成の充実

核家族化や少子高齢化の進展、都市化・情報化等により、青少年を取り巻く社会環境 は急速に変化し、いじめ、不登校、少年非行等が大きな社会問題となっています。

青少年期は大人への準備期間として、人格の基礎を築き自己の可能性を伸展させる次期です。また、自らの人生をどう設計していくか考える時期としてとらえ、青少年の自立への意欲を高めるための支援を行うことが求められています。

次代を担う青少年が社会の形成に参画する意欲を持つことができるよう、心と体の相伴った成長を促すための体験活動の実施や地域住民による青少年の育成事業への参加の促進、青少年団体の育成、環境浄化と非行防止の充実に努めます。

7 学校教育の充実

学校は、生涯学習の基礎を学び、社会の変化に主体的に対応できる心豊かなたくましい児童・生徒を育成するうえで重要な役割を担っています。

そこで、生涯にわたり学習を行うために必要な基礎的・基本的な知識や自ら学ぶ意欲 や態度を養い、心豊かな人間形成を図るとともに、国際化や情報化などの社会変化に主 体的に対応できる能力を育成し、夢や希望をはぐくむ教育を推進します。

特に、総合的な学習に対応する各学校の創意工夫を支援するとともに、国際化や情報 化の対応した教育内容の充実、教育方法の多様化に対応した施設や設備の充実、多様な 地域人材の活用に努めます。

8 生涯スポーツの振興

近年、健康意識の高まりとともにスポーツ・レクリエーション活動が盛んになっており、幼児から高齢者まで幅広い年代の人々が様々な活動に親しんでいます。また、その目的は健康づくりばかりでなく、仲間づくりや家族のふれあいなど多様化しています。そこで、だれもが気軽にスポーツに親しめるような環境の整備を進めるとともに、各種団体、民間機関などと連携し、スポーツ・レクリエーション情報の提供、教室・講習会・大会の開催、指導者の養成や研修機会の充実を図ります。

9 芸術・文化活動の振興

余暇時間の増大、地域活動への関心の高まりを背景として、公民館、図書館、美術館・郷土資料館、東部台文化会館、福祉センターなどを利用した文化活動が活発に行われるようになっています。

そこで、優れた芸術・文化にふれることができる施設を整備するとともに、団体・自 主グループと連携し、芸術・文化情報の提供、創作活動や発表の場の拡充を進めます。

第2節 生涯学習を支援するシステムの整備

1 学習情報提供システム・学習相談体制の整備

市民の学習意欲を高め、自主的、自発的な学習活動を支援するためには、学習者のニーズに応じて、適切な学習情報を提供したり、学習についての相談を行ったりする体制の整備を行う必要があります。

そのため、広報や情報紙などの既存の情報提供手段を充実させるとともに、学習者の 多様なニーズに対応できるようパソコンやインターネットなどを利用した学習情報提 供システムや、気楽に相談できる体制の整備を進めます。

2 地区拠点施設の整備とネットワーク化

市民が日常的に学習活動に取り組めるよう各地区に拠点施設(公民館、福祉センターなど)を設置し、快適で機能的な施設として整備を進めるとともに、ネットワーク化を図ります。

また、地区拠点施設が市民の学習ニーズに適切にこたえるためには、開かれた学習施設として利用者の立場に立った事業の実施、施設の運営に配慮することが重要です。そのため、事業の企画、運営、広報等に可能な限りボランティアの参加を受け入れ、市民参加を促進します。

3 学社融合の推進

小・中学校では、「生活」や「総合的な学習の時間」が設けられるなど、社会体験、 生活体験などが重視されるようになっています。また、学校は、「地域に開かれた学校 として、住民の学習活動を支援する拠点になる。」という考え方も出てきています。

そこで、地域住民がスクールボランティアなどとして、児童・生徒の豊かな人間形成にかかわるとともに、学校が地域の人々の学習活動や地域交流などの拠点となるよう整備をし、地域の教育を一体となって支えていく体制の整備を図ります。

また、学校教育と社会教育の融合を図るため、社会教育の施設や人材を学校でも活用できる体制を整備します。

4 高等教育機関・高校との連携

今後ますます重要になると予想される、高度で専門的な学習ニーズに対応し、生涯に わたる充実した学習機会が得られるよう、近隣市の大学との広域的な連携に努めるとと もに、市内の高校との連携、協力体制を整備します。

5 施設・設備の整備・充実

市民の多様化・高度化する学習ニーズに対応し、活発な生涯学習活動を推進するため、 学習相談や、県や近隣市町村など広域にわたる生涯学習関連施設とのネットワーク化、 情報収集と提供、指導者の養成などの中核となる組織及び施設、公民館や図書館の整備 について協議・検討を進めます。

6 指導者等の育成・支援と活用

学習活動は、その成果を学習支援者として指導者やボランティア活動などで生かすことにより、一層質の高い、豊かなものになります。そして、今後学校教育、社会教育、地域社会などあらゆる分野で活動が期待されます。

そこで、これらの活動が円滑に行えるよう指導者等の養成、登録制度(講師登録等)、 活動の場の確保を進めます。

また、学習支援活動等を奨励、支援するためのネットワークを形成するとともに、高齢者や障がい者、在留外国人など種々の理由で学習機会が得られない人々への支援体制を整備します。

7 団体・グループの育成と支援

各種団体・自主グループは、市民の学習活動を支える大切な役割を担っており、それ ぞれの活動を一層充実させるとともに、必要に応じて組織の活性化を図ることが求めら れます。

そのために、団体・グループの育成を図るとともに、それぞれが横断的に連携し、情報交換や交流ができる組織の整備・支援体制の整備を進めます。

第3節 生涯学習推進体制の充実

1 庁内推進体制の充実

行政各課・委員会が実施している生涯学習関連事業は広範囲にわたっており、それらの事業を生涯学習の視点から関連づけて体系化し、総合的に市民に提供していく必要があります。

そのため、茂原市生涯学習推進本部を中心として全庁的な推進体制の一層の充実を図るとともに、推進施策の円滑な実施に努めます。また、あらゆる部署の関連施策を創造的、効果的に推進するため職員の意識向上に努めます。

2 市民参加の推進体制

生涯学習社会では市民一人ひとりが学習の主体であり、学びの主人公です。そのため、 市が行う生涯学習施策は常に学習者の立場に立って検討し、実施していくことが大切で す。

そこで、関連機関の代表、学識経験者からなる茂原市生涯学習推進協議会を中心として、生涯学習施策に広く市民の声を反映させながら、その充実に努めます。

3 関係機関・団体・企業との連携

市民の多様な学習ニーズにこたえるためには、県、企業、民間学習事業所(カルチャーセンターなど)、団体やグループが行っている生涯学習関連事業の情報を総合的に提供し参加を図っていく必要があります。

そのため、これらの関係機関、団体などとの連携・協力体制を形成し、茂原市以外で行っている学習関連情報を収集・提供するとともに、民間施設の開放促進などに努めます。